

ARIBの動き

第136回業務委員会が開催される

第136回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 2008年1月16日(水) 午後2時から4時まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要

事務局から次の事項について、報告と説明がありました。

- (1) 第3回日伯共同作業部会の結果について
- (2) デジタル放送の国際普及展開の活動について
- (3) 平成20年度総務省所管予算(案)の概要について
- (4) 平成20年度税制改正要望の結果について
- (5) 当会の活動状況について

電気通信・放送
行政の動き

電周波数割当計画の一部を変更する告示案に係る
電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果
(平成20年1月16日総務省報道発表)

放送事業用固定無線(3456-3600MHz帯)の周波数移行及び
第4世代移動通信システム等の周波数確保に伴う変更

総務省は、1月16日、電波監理審議会(会長:羽鳥 光俊 中央大学工学部教授)に対し、放送事業用固定無線(3456-3600MHz帯)の周波数移行及び第4世代移動通信システム等の周波数確保のための周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)の一部を変更する告示案について、諮問を行い、原案のとおり変更することが適当である旨の答申を受けました。

また、本件告示案について、平成19年12月3日から平成20年1月4日まで、意見募集を行ったところ、5件の御意見を頂きました。

総務省では、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、周波数割当計画の一部変更を行う予定です。

1 変更の趣旨

現在、3456-3600MHz帯は、テレビジョン放送事業者により、スタジオから送信所(親局)及び中継局まで放送番組を伝送する固定無線(STL/TTL)並びにニュース映像等の番組素材を取材現場からスタジオまで伝送する固定無線(TSL)として使用されています。

平成18年度に実施した電波の利用状況調査の評価においては、6GHz以下の周波数帯が第4世代移動通信システム等の移動通信システムに適していることから、今後のそのシステム等による周波数需要に対応するため、早期に映像STL/TTL/TSL(3456-3600MHz帯)を他の周波数帯へ移行することを求めています。また、情報通信審議会より映像STL/TTLに続き、平成19年10月31日、映像TSLの移行先周波数帯における技術的条件が答申されたところです。

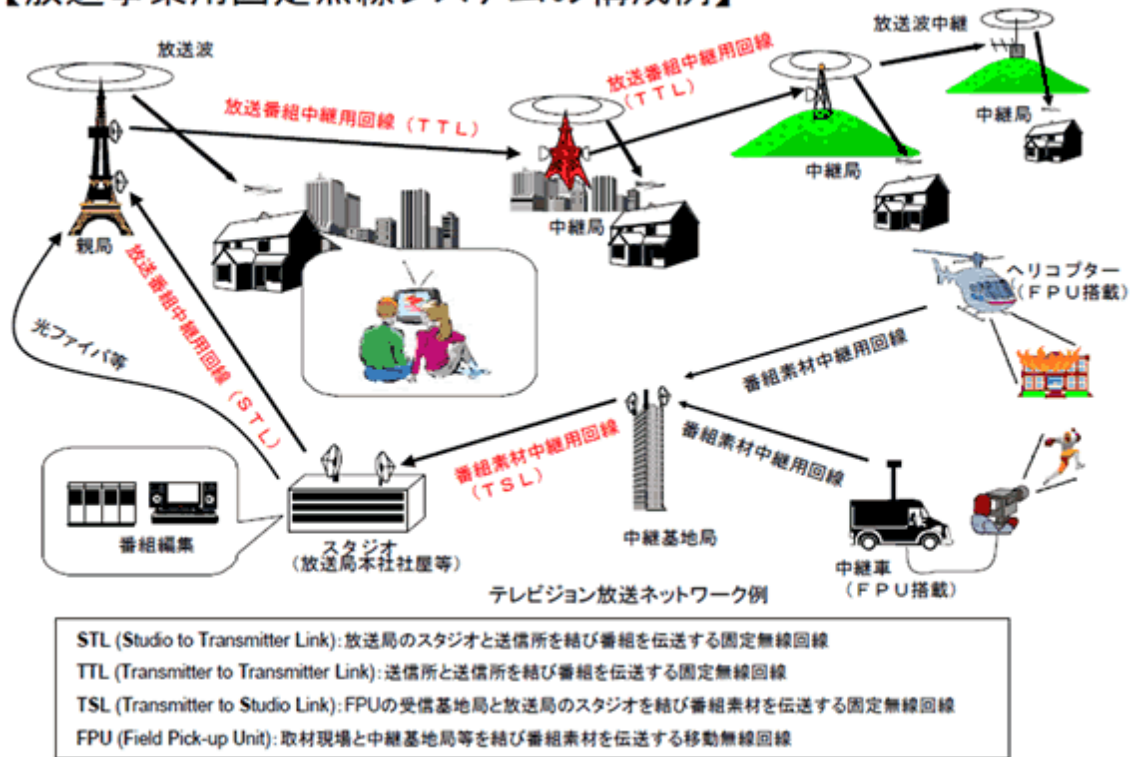
このような状況を受け、平成22年以降に導入されることが期待されている第4世代移動通信システム等の移動通信システムの周波数を確保するため、3456-3600MHz帯において放送事業用の固定業務の周波数の使用期限を平成24年11月30日とするとともに、第4世代移動通信システム等の移動業務の周波数の使用可能期日を平成22年1月1日(当該業務のために再編を実施している3.6GHzを超える周波数に係る使用可能期日と同一)とする周波数割当計画の一部変更を行うものです(システムの構成例等は、下記の図のとおりです。)

総務省は、移動通信システムの導入動向及び電波の利用状況調査の評価を踏まえ、周波数再編アクションプランを適切に策定し、移行を進めていく予定です。

2 変更の概要

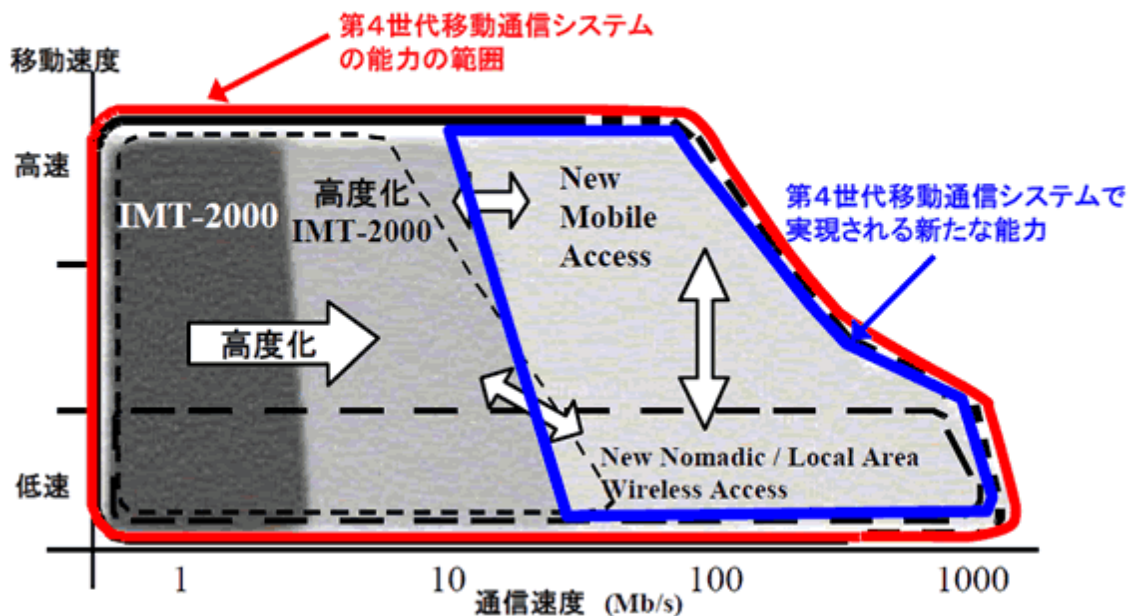
3456-3600MHz帯の周波数において、固定業務(放送事業用)について、周波数の使用期限として平成24年11月30日を設定するとともに、移動業務(電気通信業務用)について、周波数の使用可能期日として平成22年1月1日を設定し、必要な規定の整備を図るものです。

【放送事業用固定無線システムの構成例】



【第4世代移動通信システム】

- ・標準化作業が進められているシステム
- ・高速移動時で100Mbps、低速移動時で1Gbpsの実現を目標



⇔ 場所やユーザーを特定せずに、ネットワークに相互接続できるようなシステム間の相互連結を示す。

3 今後の予定

総務省では、本件答申及び意見募集の結果を踏まえ、周波数割当計画の一部変更を今後速やかに行うこととします。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080116_8.html)を参照してください。

電気通信事業法における広帯域移動無線アクセスシステムに係る
事業開始に伴う登録について
(平成19年12月27日総務省報道発表)

総務省は、2.5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムに関して、平成19年12月21日に電波法(昭和25年法律第131号)第27条の13の規定に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を行ったところですが、当該認定を受けた者に関する電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の規定に基づく登録(既存事業者の場合は、事業法第13条第1項の規定に基づく変更の登録。)に当たっては、事業法第163条第1項の規定に基づく条件を付すこととしますので、当該方針を添付1のとおり公表します。

これに関連して、電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号)の一部を改正する訓令案を添付2のとおり作成しましたので、本改正案について、本日から平成20年1月28日(月)までの間、広く意見を募集します。

1 趣旨・概要

総務省は、電波法第27条の13に基づく2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」といいます。)について、平成19年12月21日に認定を行ったところです。

今後、電気通信事業の開始に当たっては、事業法第9条の規定に基づく電気通信事業の登録(既存電気通信事業者の場合には、事業法第13条第1項の規定に基づく変更登録)の申請を行い、総務大臣の登録を受ける必要があります。

上記認定を受けた者は、「二・五GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件」(平成19年総務省告示第457号)の規定に基づく特定基地局の開設計画として「本開設指針に基づく開設計画の認定を受けていない電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画」を有するものですが、事業法の目的からも、これが適切に実施されることが必要であり、登録に当たっては、当該計画の実施が担保されるよう条件を付すこととするものです。

本改正案について意見を募集します。

2 意見提出の期限

平成20年1月28日(月)17時(必着)

3 意見公募要領

総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえて、意見募集終了後速やかに、改正する

予定です。

なお、上記改正のほか、今後、関連省令について意見公募手続を経て、所要の改正を行う予定です。

詳細は、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071227_4.html)を参照してください。

編集後記

民営化されて初めての年賀状を受け取りました。

元日に届いた年賀状の束に綺麗な写真を見つけ、あれっ、思われた方もたくさんいらっしゃったと思います。吉永小百合さんの文面と写真でした。とても感じのよいものでした。

年賀状の作成は、プリンターのおかげで苦にならなくなりました。昨年末、年賀状をポストに投函した後に2世代家族に同じ文面を印刷して出してしたこと気が付きました。

印刷されただけの年賀状は受け取った側では少々味気なさを感じますが、今年末はいくつかパターンを作り、手書きのコメントを付け加えたいと思っています。

なお、お年玉抽せん日は1月27日です。確認をお忘れなく。

(H.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)